



流山市監査委員告示第8号

随時監査（学校事務）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和5年3月31日

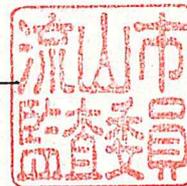
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教総第436号

令和5年3月1日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第128号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

| | | | |
|-----------|-------------------|---|--|
| 報告年月日・番号 | 令和5年2月16日・流監第128号 | | |
| 監査の種類別 | 随時監査（学校事務） | | |
| 部 課 等 名 | 区分 | 指摘事項等 | 措置事項 |
| おおぐろの森小学校 | 意見 | <p>草刈り機用のレギュラーガソリンの購入について、月末締めの上、翌月に請求を受けているが、購入時に受領する納品書に購入金額の記載がされていなかった。納品書に金額を記載するよう事業者に求められたい。</p> | <p>購入金額をその都度納品書に記載してもらうこととし、適正な納品書を受領するよう改善を図った。</p> |

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。



第4号様式

流教学第1292号
令和5年2月28日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会 教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第128号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

| | | | |
|-----------|-------------------|---|--|
| 報告年月日・番号 | 令和5年2月16日・流監第128号 | | |
| 監査の種別 | 随時監査(学校事務) | | |
| 部 課 等 名 | 区分 | 指摘事項等 | 措置事項 |
| おおぐろの森小学校 | 指摘 | 学校給食に係る現金出納簿について、廃油代及び学校給食費の領収書(学校控え)の領収日と現金出納簿の日付が一致しない日があった。現金の取扱いについては必ず収入・支出のあった日に現金出納簿に記載し、現金、領収書等確認書類、現金出納簿を付け合わせて複数人で確認するよう徹底されたい。 | 現金の取扱いについては、収入・支出のあった日に現金出納簿に記載し、現金、領収書等確認書類、現金出納簿の付け合わせを、担当者2名及び管理職が行うことを徹底します。 |

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。



第4号様式

流教指第2143号
令和5年3月9日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第128号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

| | | | |
|----------|----|--|---|
| 報告年月日・番号 | | 令和5年2月16日・流監第128号 | |
| 監査の種類 | | 随時監査(学校事務) | |
| 部 課 等 名 | 区分 | 指摘事項等 | 措置事項 |
| 学校教育部指導課 | 指摘 | <p>流山市小中学校情報セキュリティポリシーについて、令和4年1月に流山市教育情報セキュリティポリシー(令和4年1月版)として改訂したものの、各校へ周知を行っていなかった。監査実施後に周知は行われたが、各学校へ適切な指導が行われるよう、課内の事務処理体制を見直し、情報共有や職員間の連携、引継ぎを強化するよう対策を講じられたい。</p> | <p>令和4年11月にはセキュリティポリシー(令和4年1月版)を各校に確実に配布したとともに、令和5年3月6日の校長会では、新たに作成したセキュリティポリシー実施手順書(令和4年12月版)を配布し、事務改善を図った。今後、改訂が行われる際には、滞りなく各校への周知がなされるよう、課長の指示のもと、計画的・組織的に事務処理にあたることとする。</p> |

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。